

# 新座市野球連盟規約

第 2 版

2019年3月度改定版

## 第1章

### <名称>

第1条 本連盟は、新座市野球連盟(以下「連盟」という)と名称する。

## 第2章

### <目的及び事業>

第2条 本連盟は、アマチュアスポーツとして正しい野球を新座市内に普及し、その健全な発展を図るとともに、会員相互の親密な連絡と健康増進に寄与することをもって目的とし、埼玉県野球連盟並びに財団法人新座市体育協会に加盟するものとする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種野球大会の開催
- (2) 朝霞地区野球大会参加
- (3) 埼玉県野球連盟主催大会参加
- (4) 市内関係団体との連絡強調
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第3章

### <会員>

第4条 本連盟の会員は、正会員と名誉会員とする。

第5条 正会員は、本連盟の目的及び事業に賛同する者でなければいけない。その他次の事項を有していなければならない。

- (1) 男女を問わない。
- (2) 中学校卒業後に相当する年齢以上とする。
- (3) チームは、クラブチームと職域チームとする。次の条件を具備したチーム員で編成する。
  - (ア) クラブチームは新座市内在住者、又は新座市内に勤務する者が、全体の2分の1以上の者で編成するチーム
  - (イ) 職域チームは新座市内に所在する会社、商店、工場等で、同一職場に勤務する者で編成するチーム上記(ア)及び(イ)と重複してもかまわない。
- (4) チームの構成人数は、10名以上31名以内とする。
- (5) チーム員は、軟式野球に関して、他の連盟等や複数のチームに属する事はできない。
- (6) その他、職業野球競技者についても、(公財)全日本軟式野球連盟競技者規程並びに同細則の規定に準ずる。

第6条 本連盟の目的及び事業を賛助する者をもって名誉会員とする。

2 名誉会員には、名誉会員章を贈るものとする。

## 第4章

### <組織>

第7条 本連盟は、第5条の正会員をもって組織する。

## 第5章

### <加盟及び脱退>

第8条 正会員となるチームは、連盟の定める登録申込書(一通)及び年間登録費、傷害保険証の写しを連盟に提出する。

2 連盟は、その資格を審査しなければならない。

第9条 会員の登録は、毎年更新・更新手続完了とともにその年度の会員の資格を取得する。

第10条 会員は、第9条に定めるほか、下記の事項の一つに該当するとき、その資格を失う。

- (1) 第5条に定める条件を具備しないとき
- (2) 自ら脱退の意思を表明したとき
- (3) 除名の処置を受けたとき

## 第6章

### <役員>

第11条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長(1名)
- (2) 副会長(若干名)
- (3) 顧問(若干名)
- (4) 理事長(1名)
- (5) 副理事長(若干名)
- (6) 理事(若干名)
- (7) 監事(2名)
- (8) 評議員(加盟チームより1名)

第12条 会長、副会長は、理事会で推薦し、評議員会の承認を得るものとする。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

第13条 理事長・副理事長は、理事の互選とする。

2 理事長は、会長の命を受け、理事会を運営する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

第14条 理事は、野球に理解を有する者の中より会長の推薦者がこれにあたり、理事会を組織する。

2 野球に理解を有する者の理事は、若干名とし、会長が推薦し、評議員会の同意を得て委嘱する。

第15条 評議員は、加盟チームより1名とする。

第16条 監事は、理事会で推薦し評議員会の承認を得て会計を監査する。

第17条 加盟チームから選出された評議員が、その所属を離れたときは、本連盟の評議員としての職を失う。

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7章

### <会議>

第19条 本連盟の会議は、評議員会及び理事会とする。

第20条 評議員会は、毎年定期的を開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集する事ができる。

2 評議員会は、会長が議長を指名し、次にあげる事項を審議する。

- (1) 役員の承認
- (2) 予算及び決算
- (3) 事業計画及び報告
- (4) 本規約で規定した事項
- (5) その他重要事項

第21条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事で構成する。

2 議長は、理事長があたる。

3 議事項は、次にあげる事項を審議する。

- (1) 会長、副会長、監事の推薦に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の編成に関する事項
- (3) 事業の執行に関する事項
- (4) チームの加盟・脱退・除名等に関する事項
- (5) 審判員の資格審査及び審判部長の決定に関する事項
- (6) その他必要とする事項

4 特に緊急を要する事項で理事会に諮る時間がない場合には、理事長と副理事長で協議した上、執行することができるものとし、その後次の理事会に報告するものとする。

第22条 会議は、定員の過半数の出席で成立し、その議決は出席者の過半数で決定する。

## 第8章

### <専門部会>

第23条 本連盟に次の部を設ける。

- (1) 審判部
- (2) 早朝野球部
- (3) その他理事会において必要と認めた組織

第24条 各部会の決議事項は、理事会に報告し承認を得なければならない。第25条 各部の規定は、別に理事会で定める。

## 第9章

### <会計>

第26条 加盟チームは、年間登録費(クラス別に設定)を、毎年事務局が指定する日までに登録費を納入する。

第27条 本連盟の経費は、登録費、補助金、委託金、大会参加費、寄附金その他の収入で支弁する。

第28条 本連盟に次の帳簿を常置する。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 登録費並びに大会参加費徴収簿
- (3) 役員名簿及び会員名簿
- (4) 寄附目録1

第29条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第10章

### <規律>

第30条 正会員たるチームの構成員は、1つのチーム以外に加入することはできない。

第31条 正会員たるチーム及びその構成員は、本規約並びに附則規定に違反することはできない。

第32条 正会員たるチーム及びその構成員が、第30条、第31条に違反したときは、理事会において除名あるいは大会への出場停止、その他の処分をすることができる。

## 第11章

<附則>

第33条 本規約の改廃は、評議員会において行う。

<改定履歴>

改定日	版数	内 容
2018年10月30日	第1版	規程整備に伴う改定。
2019年3月2日	第2版	規程整備に伴う改定。